



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山添 稲子
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)
 発行日 (月刊)
 平成17年10月10日

行政書士倫理の向上について(そのⅡ)

～個人情報保護法と職務上請求書～ 会長 盛武 隆

行政書士が個人情報保護法に定める事業者でない場合でも、取引先が対象事業者である場合には、連帯して義務を負うこととなる。その主なものを以下に掲げる。

1. 個人情報の収集は利用目的を明確にしなければならない。
2. 目的以外の利用は、本人の同意を得なければならない。
3. 情報が漏洩しないよう従業員も委託業者も監督しなければならない。
4. 個人の同意を得ずに第三者に情報を提供してはならない。この対応策として、行政書士は業務依頼書に本人の同意(押

印又は自筆署名)を得るとともに、あわせて、「行政書士職務上請求書取扱規則」(日行連ホームページに公開)を遵守することにより職務上請求書の使用が可能となる。

なお、ユーザーの印鑑押印と生年月日の記載のある交付請求書等で個人情報を請求する場合は、当該書面による請求となり、職務上請求書は使用すべきでない。いずれの場合でも行政窓口においては、請求者(行政書士または補助者)の本人確認のための資格(身分)証明書等の提示が求められるのでそれを提示(または写しの提出)されたい。

行政書士制度 強調月間スタート

行政書士制度強調月間の実施に向けて、県総務部長から関係機関の長並びに各市町村長に対し、以下の文書が発信されました。

滋総第740号
 平成17年(2005年)8月30日

本 庁 各 課 長
 各 地 方 権 限 の 長
 関 係 行 政 委 員 会 事 務 局 長
 警 察 本 部 長
 各 警 察 署 長

様 (写)

総 務 部 長
 (公印省略)

「行政書士制度強調月間」の実施について

このたび滋賀県行政書士会では、行政書士制度に関して広く県民の理解と協力を得ることを目的に、10月1日から同月31日までの1箇月間、「行政書士制度強調月間」を実施されることになり、この期間中は、別表のとおり行政書士電話無料相談、許認可手続無料相談の開設をはじめとする各種の活動を展開されます。

御承知のように、行政書士法においては、行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除いて、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務または事実証明に関する書類の作成を業とすることはできないこととされています。

貴職におかれましても、この期間中、滋賀県行政書士会が行う諸種の活動を機に、書類の受理に携わる職員を

はじめ各関係者に対し、行政書士法の趣旨が徹底されるよう、御指導いただきますようお願いいたします。

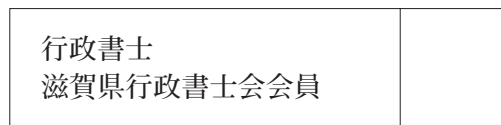
また、行政書士が作成した書類には、記名して職印を押印することが行政書士法施行規則により義務付けられており、職印は次に示す様式が滋賀県行政書士会から指示されていますので、これらの確認を通じて、適正な運用が行われますよう、御留意願います。

なお、平成元年9月25日付け滋総第877号で非行政書士排除に関するプレートの設置を依頼しました機関につきましては、引き続き当該プレートの設置について御協力いただきますようお願いいたします。



今年度の強調月間ポスター

ゴム印様式



※ 行政書士法施行規則第9条第2項
 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。